松山駅周辺まちづくり審議会条例

(設置)

第1条 松山駅周辺地区のまちづくりに関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山駅周辺まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
  - (1) 松山駅周辺地区のまちづくりの全体構想に関すること。
  - (2) 車両基地跡地の利用に関すること。
  - (3) 駅前広場その他松山駅周辺地区の公共施設の整備に関すること。
  - (4) 松山駅周辺地区の景観の形成に関すること。
  - (5) 松山駅周辺地区のまちづくりにおける市民参画の推進に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、松山駅周辺地区のまちづくりに関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 関係事業者又は団体の代表者
  - (3) 松山市市民活動推進条例(平成17年条例第59号)第2条第2号に規定する市民活動を行うもの
  - (4) 本市の区域内に居住し、又は通勤・通学をする者
  - (5) 市長が必要と認める者
- 2 市長は、前項第4号に掲げる者のうちから委員を選任するときは、公募の方法により 行うものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

(専門分科会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門分科会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 審議会及び専門分科会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は,公布の日から施行する。